

「障害者雇用状況報告」の集計結果について

(平成18年6月1日現在の障害者の雇用状況)

概況

1 民間企業 (56人以上規模の企業)

○ 障害者雇用は、着実に進展している。

* 実雇用率 1.52% (前年比 +0.03%ポイント)

* 法定雇用率達成企業の割合 43.4% (前年比 +1.3%ポイント)

* 雇用されている障害者の数 (注) 約 28万4千人

(前年比 +5.5%、+約1万5千人)

※ 実雇用率が1.5%台となったのは、初めて。

※ 実雇用率の内訳をみると、身体1.28%、知的0.23%、精神0.01%。

○ しかしながら、改善を要する点も多い。

* 中小企業の実雇用率は、引き続き低い水準。特に100人～299人規模の企業は、実雇用率が企業規模別で最低(1.27%)。

* 1,000人以上規模の企業は、実雇用率は高い水準(1.69%)。しかし、法定雇用率達成企業の割合は、企業規模別で最低(36.9%)。

○ 本年4月から実雇用率の算定対象とされた精神障害者については、民間企業に雇用されている数(注)が、約2千人。

(注) 雇用されている障害者の数については、

- ・ 重度身体障害者・重度知的障害者は、ダブルカウント
- ・ 精神障害者である短時間労働者は、0.5カウント

2 国及び地方公共団体の機関

- 都道府県等の教育委員会を除き、全体として法定雇用率を達成している。

(法定雇用率2.1%の機関)

* 国の機関	2.17%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 都道府県の機関	2.37%	(前年比 +0.03%ポイント)
知事部局	2.38%	(前年比 +0.02%ポイント)
その他の機関	2.31%	(前年比 +0.08%ポイント)
* 市町村の機関	2.23%	(前年比 +0.02%ポイント)

(法定雇用率2.0%の機関)

* 教育委員会	1.46%	(前年比 +0.07%ポイント)
都道府県教育委員会	1.41%	(前年比 +0.08%ポイント)
市町村教育委員会	1.80%	(前年比 +0.03%ポイント)

3 特殊法人 (独立行政法人、国立大学法人等)

- 246法人中、約半数が法定雇用率を達成していない。

* 実雇用率	1.56%	(前年比 +0.03%ポイント)
* 法定雇用率達成法人の割合	54.5%	(前年比 + 9.7%ポイント)

取組の強化

- 新しい指導基準に基づき、民間企業に対する雇用率達成指導を強化するとともに、公的機関についても、指導の目標を設定して、一層の指導の徹底を図る。
- 精神障害者については、引き続き、雇用率制度や各種の雇用支援策の活用を通じて、その雇用の促進を図る。